

コンビニで納付できる市税など

市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税、上水道使用料、下水道使用料

コンビニで使用できる納付書

▷市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税については市から送付される納税通知書
で納付できます。

▷上・下水道使用料については市から送付される納付
書では納付できません。コンビニで納付を希望する
方は、水道課または下水道課までご連絡ください。
利用できる納付書をお送りします。

◆市県民税(普通徴収)と固定資産税・都市計画税の納税
通知書が、今まで課税の明細や各納期の納付書がひと
つの束になっていましたが、各納期の納付書が1枚ず
つ別々になります。

コンビニで納付するときの注意

▷納付額が30万円を超える金額の納付はできません。

▷市税の納付書は、納期限を過ぎると使用できません。

▷手数料はかかりません。

市税と 上・下水道使用料が コンビニで納付 できるようになります

今まで、市内にある金融機関の本店・
支店・出張所でしか納付できなかった次
の市税などが、全国のコンビニエンス
ストアで納付できるようになります。

〈照会先〉税務課 ☎23-8789
水道課 ☎23-6780
下水道課 ☎23-7708

納付できるコンビニ

全国ほとんどのコンビニで納付できます。納
付できるコンビニ名は、納付書の裏面などに記
載してあります。



多重債務 110番

- ◆日時 4月12日(土)
午前10時～午後4時
- ◆場所 岐阜県県民生活相談センター
(県民ふれあい会館1棟5階)
- ◆相談料 無料
- ◆相談方法 電話および面談
※面談は事前予約制(先着23人)
- ◆相談対応 弁護士、司法書士、
消費生活相談員
- ◆注意事項 当日は多重債務に関する相談
のみ受付。プライバシー厳守。
- ◆予約・照会先
岐阜県県民生活相談センター
(☎058-277-1003)

4月から始まります 多重債務無料相談 「早期に解決しましょう」

現在全国で消費者金融の利用者は1,400万人を超え、
その内200万人を超える人々が返済困難な多重債務状
態にあるといわれています。

こうした多重債務問題に対応するため、平成20年4
月から市と岐阜県方法務局関出張所管内の司法書士の
協力により、市民が気軽に相談できる多重債務無料相
談を実施します。

- ◆日時 4月11日(金)
午後1時～4時 ※毎月第2金曜日
- ◆場所 わかくさ・プラザ
「総合福祉会館1階・1-1相談室」
- ◆相談方法 面談 ※事前予約制(先着6人)
- ◆予約・照会先 4月9日(木)までに商業観光課
(☎23-6753 ☎23-7741)

※予約時に当日の相談をスムーズに行うため、簡単な
事前聞き取り調査を行います。